

鈴鹿市地域防災計画（本編） 修正概要 リスト（分野別）

資料⑤

整理番号	分野	部	章	節	節名称	現計画のページ	新旧対照表のページ	修正概要	修正理由
1	気象情報の名称変更に伴う修正	第1部 防災計画	3	2	鈴鹿市災害対策本部	7	1	令和8年5月から防災気象情報の名称が変更になったことに伴う字句修正。	気象業務法改正による
2	県地域防災計画修正への対応	第2部 風水害等対策編	2	15	避難対策計画	59～64	11	被災者が一定期間滞在する避難所について、暑さ・寒さ対策のための空調設備等の導入や1人あたり居住スペースの確保等、スフィア基準を踏まえた良好な生活環境を確保するよう努める旨の記載。	県の地域防災計画の修正による
		第3部 地震・津波対策編	2	10	避難対策計画	212～217	26	被災者が一定期間滞在する避難所について、暑さ・寒さ対策のための空調設備等の導入や1人あたり居住スペースの確保等、スフィア基準を踏まえた良好な生活環境を確保するよう努める旨の記載。	県の地域防災計画の修正による
		第2部 風水害等対策編	2	22	被災者の生活再建に関する事前計画	77	13～14	被災者の見守りや生活支援、相談対応などの災害ケースマネジメントを実施することにより、被災者支援体制の整備を目指す旨を記載。	県の地域防災計画の修正による
		第3部 地震・津波対策編	2	22	被災者の生活再建に関する事前計画	243	31～32	被災者の見守りや生活支援、相談対応などの災害ケースマネジメントを実施することにより、被災者支援体制の整備を目指す旨を記載。	県の地域防災計画の修正による
		第2部 風水害等対策編	2	12	避難行動要支援者対策計画	48	8	要配慮者利用施設等の水害対策、大雨に伴う災害への対策（避難確保計画の策定や訓練の実施）を充実する旨を記載。	県の地域防災計画の修正による
		第3部 地震・津波対策編	7		複合災害対策計画		42～50	同時又は連続して2以上の災害が発生する複合災害への対応を新設。	県の地域防災計画の修正による
3	災害対策基本法改正に伴う修正	第2部 風水害等対策編	2	9	備蓄資材・機材等の整備計画	41	7	地方公共団体における物資の備蓄状況の公表を行う旨を記載。	災害対策基本法改正による
		第3部 地震・津波対策編	2	9	備蓄資材・機材等の整備計画	209	25	地方公共団体における物資の備蓄状況の公表を行う旨を記載。	災害対策基本法改正による
4	条例改正による修正	第2部 風水害等対策編	3	6	消防・救急計画	93	16	火災予防条例で規定された条件を満たした場合、市長が林野火災注意報、警報を発表する旨を記載。	鈴鹿市火災予防条例一部改正による
5	防災基本計画修正への対応	第3部 地震・津波対策編	3	7	津波対策計画	257	32	津波避難における自動車利用の例外規定を記載。	国の防災基本計画の修正による

鈴鹿市水防計画（本編） 修正概要 リスト（分野別）

整理番号	分野	部	章	節	節名称	現計画のページ	新旧対照表のページ	修正概要	修正理由
1	気象情報の名称変更に伴う修正		3	2	予報及び警報等	5	1	令和8年5月から防災気象情報の名称が変更になったことに伴う字句修正。	気象業務法及び水防法改正による
2	水防法に基づく制度創設に伴う修正		3	8	決壊の通報	10	3～4	氾濫による危険の切迫、決壊・漏水等を認める場合、河川管理者等は都道府県知事へ通報する旨、を記載。	気象業務法及び水防法改正による